

# 【心がつながる応援券】

## 取扱店舗 募集要項

【申込期間 令和2年7月7日(火)から11月30日(月) まで】

北杜市・北杜市商工会

2020.7.6

2020.7.9

# 1. 心がつながる応援券について

## 1) 事業概要

- (1) 名 称 心がつながる応援券
- (2) 発 行 者 北杜市
- (3) 発 行 額 1, 395, 000千円(46, 500セット)
- (4) 発 行 内 容 北杜市民1人あたり35枚を1セットとして支給(A券・B券・C券)  
(A券500円×10枚、1,000円×5枚・B券1,000円×10枚・C券1,000円×10枚)  
※A券は全店共通  
B券は大型店を除く参加店で利用可  
C券は観光業、宿泊業・飲食業に属する参加店で利用可  
※「大型店とは、本社が北杜市内に所在しない事業所」
- (5) 使用期間 令和2年8月3日(月)～令和3年1月31日(日)
- (6) 配布方法 対象者世帯へ「心がつながる応援券申請書 兼 引換券」を郵送。対象者は「心がつながる応援券申請書 兼 引換券」に必要事項等を記載後、市内郵便局において商品券と引換。
- (7) 引換窓口 市内郵便局(21局) 平日9時～午後5時  
・明野ひまわり郵便局 ・須玉郵便局 ・津金郵便局  
・多麻郵便局 ・増富郵便局 ・穂足郵便局  
・江草郵便局 ・安都那郵便局 ・清里郵便局  
・熱見郵便局 ・日野春郵便局 ・秋田郵便局  
・長坂郵便局 ・小泉郵便局 ・大泉郵便局  
・篠尾郵便局 ・小淵沢郵便局 ・台ヶ原郵便局  
・駒城郵便局 ・鳳来郵便局 ・武川郵便局
- (8) 引換期間 令和2年8月3日(月)～令和2年12月30日(水)
- (9) 対 象 者 北杜市民  
支給対象者は、令和2年4月27日(以下「基準日」という。)を基準として、北杜市の住民基本台帳に記録されている者のうち、特別定額給付金事業の支給対象者であり、かつ、令和2年6月30日において、北杜市の住民基本台帳に引き続き記録されている者。  
なお、支給対象者となる世帯に、基準日から令和2年6月30日にまでの間に出生した子は、支給対象者とする。
- (10) 取扱店舗 小売店、飲食店及びサービス業などを公募して決定

<参考・商品券のイメージ>

○観光業等 **A券** **B券** **C券** **30,000円分** が使えます

飲食業、みやげ品販売、旅行業（旅行代理店等）、宿泊業（ホテル、旅館、ペンション等）  
体験・娯楽・レジャー産業、運輸業（バス・タクシー会社等）

○小売店等 **A券** **B券** **20,000円分** が使えます

スーパー、食料品店、コンビニ、衣類、寝具、家具、建具等、家電製品、宝飾品、かばん、  
革製品時計、眼鏡、化粧品、医薬品、自動車・二輪車関連（整備・販売等）、  
ガソリンスタンド、玩具、娯楽用品、クリーニング、農林漁業、住宅関連、建設業、製造業、  
理容美容店等、教養、教育、書籍・雑貨店、医療機関等

○大型店 **A券** **10,000円分** が使えます

大型店舗（ホームセンター）、大型店舗（スーパー）、大型店舗（ドラッグストア）、  
大型店舗（その他）  
※大型店とは本社が北杜市に所在しない事業者

## 商品券基本セット 30,000円分

**A券 10,000円**

¥1,000×5枚

¥500×10枚

取扱店全店で使用可能

観光業等

小売店等

大型店

**B券 10,000円**

¥1,000×10枚

大型店を除く小売店等・  
観光業等で使用可能

観光業等

小売店等

**C券 10,000円**

¥1,000×10枚

観光業等で使用可能

観光業等

## 2) 商品券取り扱い厳守事項

- 商品券は物品の販売又は役務の提供などの取引において使用可能です。
- 商品券と現金の交換は禁止しています。
- 受け取った商品券を換金以外の目的に使用しないでください。
- 取扱店舗が回収した商品券は、裏面に事業所名(取扱店舗名)を記載し、速やかに換金手続きをしてください。
- 商品券面額以下の使用の場合であってもお釣りはお渡ししないでください。
- 不足分は現金等で受け取ってください。
- 商品返品の際の返金はできません。
- 店舗で独自に商品券の使用対象外となる商品などを定める場合(特売品など)は、あらかじめ使用者が認識できるよう、陳列棚、チラシ等にその旨明示してください。
- 商品券の保管にあたっては、折ったり破ったりしないようご注意ください。
- 他割引企画との併用不可やポイント加算対象外、商品券使用上限額などを定める場合は、あらかじめ使用者が認識できるよう、陳列棚、チラシ等にその旨明示してください。
- 大型店においては、大型店で利用できない B 券・C 券を受け取らないでください。また、小売店等においても利用できない C 券を受け取らないでください。
- 使用期間を過ぎた商品券は受け取らないでください。
- 商品券の盗難・紛失、滅失又は偽造、模造等に対して、発行者(北杜市)は責を負いません。  
※商品券の盗難・紛失については、損害賠償が発生する場合があります。
- 商品券の交換又は売買はできません。

## 3) 商品券の使用対象にならないもの

- 出資や債務の支払い(税金、振込代金、振込手数料、保険料、電気・ガス・水道・電話料金等)
- 有価証券、金券、商品券(ビール券、清酒券、おこめ券、図書券、店舗が独自発行する商品券等)、旅行券、乗車券、切手、はがき、印紙、プリペイドカード等の換金性の高いものの購入
- たばこ事業法(昭和59年8月10日法律第68号)第2条第1項第3号に規定する製造たばこの購入(電子たばこを含む)
- 土地・家屋の購入、家賃・地代・駐車料(一時預りを除く)等の不動産に関わる支払い
- 商品及びサービスの引換券等代金を前払いするもののうち、有効期限が令和3年1

月 31 日を超えるもの

- 現金との換金、金融機関への預け入れ
- 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和 23 年法律第 122 号）第 2 条に規定する性風俗関連特殊営業、設備を設けて客に射幸心をそそるおそれのある営業及び食事の提供を主目的としないキャバレー、クラブ、待合などに要する支払い
- 特定の宗教・政治団体と関わるものや公序良俗に反するもの
- その他、各取扱店舗及び北杜市・北杜市商工会が適当と認めないもの

## II. 取扱店舗の募集概要

### 1) 参加資格

- 北杜市内に事業所・店舗等（大型店を含む）を有する事業者。
  - ※ 「大型店」とは、本社が北杜市内に所在しない事業者
- 上記に該当し、北杜市内の店舗等のみにおいて商品券の使用を制限出来る者。  
但し、次の事業者を除く。
  - ① 「風俗営業等の規則及び業務の適正化等に関する法律」（昭和 23 年法律第 122 号）第 2 条に規定する性風俗関連特殊営業、設備を設けて客の射幸心をそそるおそれのある営業及び食事の提供を主目的としないキャバレー、クラブ、待合などの店舗等の営業を行っている者
  - ② 特定の宗教・政治団体と関わる場合や業務の内容が公序良俗に反する営業を行っている者
  - ③ 上記 1. 3) [商品券の使用対象にならないもの]に記載の取引、商品のみを取扱う店舗等
  - ④ 北杜市の入札参加停止の措置若しくは入札参加除外の措置を受けている者
  - ⑤ 地方自治法施行令（昭和 22 年政令第 16 号）第 167 条の 4 第 2 項第 2 号に該当する者及び刑法（昭和 40 年法律第 45 号）第 96 条の 3 若しくは第 198 条又は私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律（昭和 22 年法律第 54 号）第 3 条の規定による刑の容疑により刑事訴訟法（昭和 23 年法律第 131 号）第 247 条の規定に基づく公訴を提起されている者等
  - ⑥ 役員等（法人にあっては非常勤を含む役員及び支配人並びに支店又は営業所の代表者、その他の団体にあっては法人の役員と同等の責任を有する者、個人にあってはその者及び支配人並びに支店又は営業所を代表する者をいう。以下同じ。）が暴力団員（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成 3 年法律第 77 号。以

下「暴対法」という。)第2条第6号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。)であるとき。

- ⑦ 暴力団(暴対法第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ。)又は暴力団員が経営に実質的に関与しているとき。
- ⑧ 役員等が、自社、自己若しくは第三者の不正な利益を図り、又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員を利用しているとき。
- ⑨ 役員等が、暴力団又は暴力団員に対して資金等を提供し、又は便宜を供与するなど直接的若しくは積極的に暴力団の維持、運営に協力し、又は関与しているとき。
- ⑩ 役員等が、暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有しているとき。

## 2) 取扱店舗の責務等

次に掲げる事項について、遵守していただきます。

- ① 取扱店舗であることが明確になるよう、販売ツール(ポスター・のぼり旗等)を使用者が分かりやすい場所に掲示してください。
- ② 使用者が使用される商品券について、受け取って問題ないかの確認をしてください。なお、偽造防止ホログラムがない、色合いが明らかに違うなど、偽造された商品券と判別できる場合は、商品券の受け取りを拒否するとともに、その事実を速やかに警察へ通報してください。また、その旨を北杜市・北杜市商工会にも報告してください。
- ③ 商品券取り扱い厳守事項に反した商品券の取扱をしないでください。
- ④ 使用済の商品券を換金する際、万が一、入金額に差異があった場合にそなえ、確認のため、商品券換金依頼書の受領書を、入金確認を完了するまで大切に保管してください。  
※ この受領書がない場合は、振込金額に差異があっても異議申し立てができませんので、ご注意ください。なお、振り込み後、2週間を過ぎてからの異議申し立てはできませんので、ご理解ください。
- ⑤ 使用期間中における商品の売買、サービスの提供等の取引に使用された商品券のみ換金可能です。
- ⑥ 大型店においては、大型店で利用できないB券・C券が使用された場合は、これを無効とします。
- ⑦ 小売店等においては、観光業等でのみ利用できるC券が使用された場合は、これを無効とします。
- ⑧ その他、北杜市及び北杜市商工会がこの事業の趣旨に反すると認める行為おこなった場合は、換金の拒否や取扱店舗の登録を取り消す場合があります。また、違反により損害金が発生した際は請求する場合があります。

- ⑨ 取扱店舗は、積極的に商品券の利活用を消費者に普及宣伝 PR し、北杜市及び北杜市商工会の特別な企画又は商品券持参の顧客に対してのおもてなし等に協力してください。
- ⑩ ほくと応援商品券事業の運営にご協力ください。

### 3) 申込から選定まで

#### ① 申込方法（提出物）

- ・ 取扱店舗登録希望者は、この「募集要項」及び別添「誓約事項」に同意の上、取扱店舗登録申請書に必要事項を記入し、申請します。
- ・ 大型店・量販店・チェーン店・系列店などの市内に複数の店舗を持つ事業者については、原則、各店舗ではなく、事業者単位でとりまとめて申込みを行ってください（原則、北杜市内全ての店舗で利用可としてください）。この場合、すべての取扱店舗に「募集要項」の内容に同意して頂き、各店舗の名称（例：○○○スーパー●●●店）、所在地（郵便番号含む）、電話番号、FAX番号、メールアドレス、担当者氏名等を登録、申込む必要があります。
- ・ 通帳（口座番号が書かれた部分、通帳の見開き部分）のコピーを添付してください。
- ・ 営業が確認できる書類等の写し（AとBの書類が必要となります。）

#### 【北杜市商工会へ加入されている事業者は不要】

##### A. 事業所・店舗の写真

- ・ 事業所（店舗）ごとの外景（社名や店舗名入り）及び内景の写真

##### B. 営業活動を行っていることがわかる書類の写し（いずれか一点）

- ・ 営業許可証等公的機関発行物（例：飲食店営業許可、酒類販売業免許 等）
- ・ 収支決算書等税務関係書類（例：直近の確定申告書又は住民税申告書の控え）
- ・ 事業所（店舗）ごとの月末締め帳簿など事業所ごとの営業実態がわかる資料

#### ② 申込期間

令和2年7月7日（火）から11月30日（月）まで

取扱時間 平日 午前9：00～午後5：00

#### ③ 申込先

北杜市商工会本所 北杜市長坂町長坂上条 2575-19 TEL：0551-32-1211

北杜市企画課 東別館（窓口38番）北杜市須玉町大豆生田 961-1

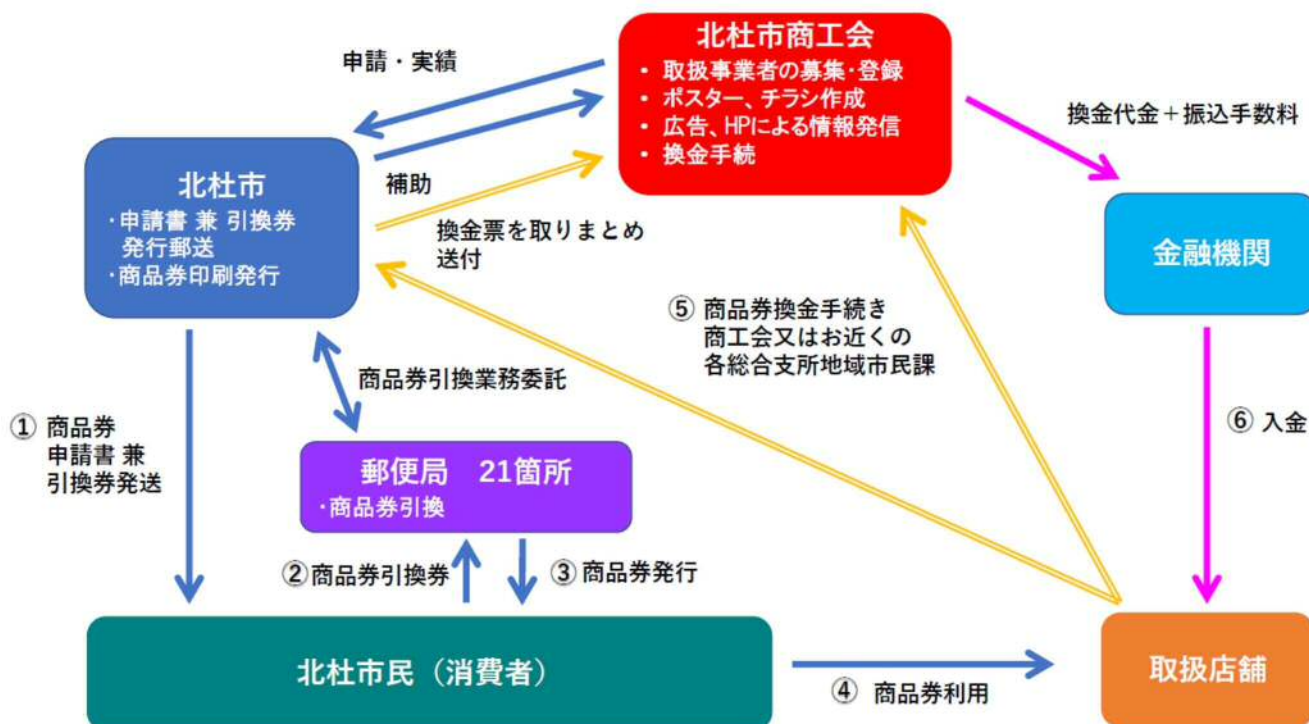
TEL：0551-42-1321

#### ④ 登録・承認

申込みのあった事業者については、審査を経て、取扱店舗として承認します。ただし、承認後であっても下記に該当する場合には、審査により承認を取り消すことがあります。

1. 申込み内容に虚偽・不備等があった場合
  2. 北杜市及び北杜市商工会が承認を取り消すと判断した場合
- ⑤ 参加負担金  
参加負担金はありません。
- ⑥ その他留意事項
1. 取扱店舗の情報（店舗名称・所在地・電話番号・業種等）は「商品券の使えるお店」として、購入対象者向けの告知用リーフレット・ホームページなどに掲載します。
  2. 「募集要項」に違反する行為が認められた場合、換金の拒否や取扱店舗の承認取消、損害賠償金の請求を行う場合があります。
  3. 「募集要項」に記載されていない事項及び定めのない事項に関しては、北杜市・北杜市商工会がその都度対応を決定します。
  4. 本事業用にデザインされた「商品券」の肖像使用を含む広告知物の作成・掲出等については事前に承認が必要となります。
  5. 北杜市・北杜市商工会の方針などにより、内容が変更される可能性がある旨をあらかじめ了承願います。

<参考・商品券の流れ>





### Ⅲ. 換金について

物品の販売又は役務の提供などの取引において商品券を受け取った取扱店舗は、換金を申し出ることができ、その方法については以下によることとします。

- ① 換金請求期間は、**令和3年2月10日(水)**までとします。この期間を過ぎてからの受付には一切応じられませんので、必ず上記期間中に換金手続きをしてください。
- ② 取扱店舗は商品券の裏面に事業所名を記載し、所定の換金請求書「心がつながる応援券換金依頼書」に、事業所名、枚数、金額を記入し、平日の

**9:00～16:00**に商工会本所又は各総合支所地域市民課へ提出してください。

い。

換金手続きの際には、以下のものが必要となります。

- ・使用済み商品券（うら面に事業所名を記載し、枚数を確認）
- ・事業所名のゴム印（ない場合は不要）
- ・持参者の認め印

※使用済み商品券は、接着剤やホッチキス等で綴り合せず、1枚ずつ離れた状態でお持ち込みください。銀行印や預金通帳は必要ございません。

- ③ 商品券の換金について、入金額に異議がある場合は、入金日から2週間以内に限って受付いたします。2週間を過ぎてからの異議お申し立てには一切応じられませんのでご注意ください。
- ④ 口座振込となります。振込手数料は北杜市にて負担いたします。
- ⑤ 振込先金融機関は、山梨中央銀行・甲府信用金庫・山梨県民信用組合の各本支店とします。
- ⑥ 商工会が受付けた換金請求書については、換金請求日に応じて振込設定日に指定口座へ支払われます。

指定場所への到着日（締め日）	入金予定日
令和2年8月11日（火）	令和2年8月20日（木）
令和2年8月20日（木）	令和2年8月31日（月）
令和2年8月31日（月）	令和2年9月10日（木）
令和2年9月10日（木）	令和2年9月23日（水）
令和2年9月16日（水）	令和2年9月30日（水）
令和2年9月30日（水）	令和2年10月12日（月）
令和2年10月12日（月）	令和2年10月20日（火）
令和2年10月20日（火）	令和2年10月30日（金）
令和2年10月30日（金）	令和2年11月10日（火）

令和2年11月10日（火）	令和2年11月20日（金）
令和2年11月18日（水）	令和2年11月30日（月）
令和2年11月30日（月）	令和2年12月10日（木）
令和2年12月10日（木）	令和2年12月21日（月）
令和2年12月21日（月）	令和3年1月12日（火）
令和3年1月12日（火）	令和3年1月20日（水）
令和3年1月20日（水）	令和3年2月1日（月）
令和3年2月1日（月）	令和3年2月10日（水）
令和3年2月10日（水）	令和3年2月22日（月）

※利用が集中した場合は、精算が1サイクル遅れることがございます。あらかじめご了承ください。

市民の皆様一人一人の買い物が、北杜の経済を支える力となり、地域に賑わいを作り出し、市民の暮らしや地域経済を元気にする取り組みとなるため、取扱店舗の皆様のご協力をよろしくお願い申し上げます。

北杜市・北杜市商工会

## 誓約事項

- 1、商品の販売、又はサービスの提供なく商品券の換金を行いません。
- 2、商品券を使用できない商品に対して、商品券での支払いを受付けません。
- 3、商品券の再販をいたしません。
- 4、商品券の偽造・悪用・濫用はいたしません。
- 5、商品券を紛失・毀損した場合、すべて自己責任とします。
- 6、商品券の利用期間中【令和2年8月3日（月）～令和3年1月31日（日）】は取扱店舗として事業に参加し、真にやむを得ない事情がない限り途中辞退はいたしません。
- 7、商品券の取扱、取扱店舗の責務のほか募集要項に記載されている内容に同意し、遵守します。
- 8、商品券の利用に際して、消費者からの苦情や紛争が生じ、店舗側の責に帰すると認められる場合、自ら解決に努めます。
- 9、商品券の取扱に関して、北杜市及び北杜市商工会からの立入検査、改善要請等があった場合にはそれに従います。
- 10、店舗名（事業所名）・所在地・電話番号・FAX 番号・業種の公表（専用 HP・チラシ等に掲載）について同意します。
- 11、登録する事業所・店舗は『風俗営業等の規制及び業務の適正化に関する法律第2条に規定する営業を行う者』、『特定の宗教・政治団体と関わる店舗等』、『公序良俗に反する店舗』、『暴力団、暴力団員又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有している者に該当する事業者』ではありません。

私は、以上のことについて遵守することを誓約し、取扱店舗の登録を申請します。



## 「心がつながる応援券」取扱店舗登録申請書兼誓約書

1	申請者	法人 ・ 個人	事業者名 (法人名)	
2	代表者名	フリガナ		
3	所在地	フリガナ 〒		
4	TEL		FAX	
5	連絡 担当者名		Email	
6	商工会 会員資格	<input type="checkbox"/> 北杜市商工会会員 <input type="checkbox"/> 非会員		
7	店舗名 (HP・パンフレット記 載用店舗名)	フリガナ		
8	所在地	フリガナ 〒		
9	店舗TEL		店舗 FAX	
10	店舗 担当者名		業種	

※ 北杜市の複数の店舗を申請される場合は、別紙様式「複数店舗用」も同様に記載してください。

業種一覧・例			
<b>大型店</b>	1 大型店舗（ホームセンター） 2 大型店舗（スーパー） 3 大型店舗（ドラッグストア） 4 大型店舗（その他                    ）	<b>小売店等</b>	16 農林漁業 17 住宅関連 18 建設業 19 製造業 20 理容美容店等 21 教養、教育 22 書籍・雑貨店 23 医療機関 24 その他（                                    ）
<b>小売店等</b>	5 スーパー、食料品店、コンビニ 6 衣類、寝具 7 家具、建具等 8 家電製品 9 宝飾品、かばん、革製品 10 時計、眼鏡 11 化粧品、医薬品 12 自動車・二輪車関連（整備・販売等） 13 ガソリンスタンド 14 玩具、娯楽用品 15 クリーニング	<b>観光業等</b>	25 飲食業 26 みやげ品販売 27 旅行業（旅行代理店等） 28 宿泊業（ホテル、旅館、ペンション等） 29 体験、娯楽、レジャー産業 30 運輸業（バス・タクシー会社等）

※ 「大型店とは、本社が北杜市内に所在しない事業者」

〈裏面に続く〉

① 振込口座について

振込方法	<input type="checkbox"/> 1.単独店舗清算 <input type="checkbox"/> 2.複数店舗一括清算		
口座名義人	フリガナ		
金融機関名 ※	・山梨中央銀行・甲府信用金庫 ・山梨県民信用組合	支店名	
預金の種類	普通預金 ・ 当座預金	口座番号	.....

※振込先金融機関は、山梨中央銀行・甲府信用金庫・山梨県民信用組合の各本支店とします。

② 通帳（口座番号が書かれた部分、通帳の見開き部分）のコピーを添付してください。

③ 営業が確認できる書類等の写し（AとBの書類が必要となります。）

【北杜市商工会へ加入されている事業者は不要】

A. 事業所・店舗の写真

・事業所（店舗）ごとの外景（社名や店舗名入り）及び内景の写真

B. 営業活動を行っていることがわかる書類の写し（いずれか一点）

- ・営業許可証等公的機関発行物（例：飲食店営業許可、酒類販売業免許 等）
- ・収支決算書等税務関係書類（例：直近の確定申告書又は住民税申告書の控え）
- ・事業所（店舗）ごとの月末締め帳簿など事業所ごとの営業実態がわかる資料

④ 複数店舗をまとめて申請される場合は、「複数店舗用 別紙様式」に店舗情報を記載し・本申請書に添付してください。

■ 誓約書

誓約事項

- 商品の販売、又はサービスの提供なく商品券の換金を行いません。
- 商品券を使用できない商品に対して、商品券での支払いを受付けません。
- 商品券の再販をいたしません。
- 商品券の偽造・悪用・濫用はいたしません。
- 商品券を紛失・毀損した場合、すべて自己責任とします。
- 商品券の利用期間中【令和2年8月3日（月）～令和3年1月31日（日）】は取扱店舗として事業に参加し、真にやむを得ない事情がない限り途中辞退はいたしません。
- 商品券の取扱、取扱店舗の責務のほか募集要項に記載されている内容に同意し、遵守します。
- 商品券の利用に際して、消費者からの苦情や紛争が生じ、店舗側の責に帰すると認められる場合、自ら解決に努めます。
- 商品券の取扱に関して、北杜市及び北杜市商工会からの立入検査、改善要請等があった場合にはそれに従います。
- 店舗名（事業所名）・所在地・電話番号・FAX番号・業種の公表（専用HP・チラシ等に掲載）について同意します。
- 登録する事業所・店舗は『風俗営業等の規制及び業務の適正化に関する法律第2条に規定する営業を行う者』、『特定の宗教・政治団体と関わる店舗等』、『公序良俗に反する店舗』、『暴力団、暴力団員又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有している者に該当する事業者』ではありません。

私は、以上のことについて遵守することを誓約し、取扱店舗の登録を申請します。

令和    年    月    日

申請者名（代表者氏名）



※北杜市商工会・北杜市記入欄

受付印	登録番号	備考
	1 登録番号	
	2 登録番号	
	3 登録番号	
	4 登録番号	

(別紙様式 複数店舗登録用)  
足りない場合はコピーしてご利用ください

( 件目)

6	商工会 会員資格	<input type="checkbox"/> 北杜市商工会会員 <input type="checkbox"/> 非会員		
7	店舗名(HP・パ ンフレット記載用店 舗名)	フリガナ		
8	所在地	フリガナ 〒		
9	店舗TEL		FAX	
10	店舗担当者名		業種	
○申請書の「振込口座」欄で、「単独店舗清算」を選択した事業者は、以下を記入。 (複数店舗一括清算を選択した事業者は以下の口座情報は記入不要。)				
口座名義人	フリガナ			
金融機関名※	<ul style="list-style-type: none"> <li>・山梨中央銀行</li> <li>・甲府信用金庫</li> <li>・山梨県民信用組合</li> </ul>	支店名		
預金の種類	普通預金 ・ 当座預金	口座番号		

( 件目)

6	商工会 会員資格	<input type="checkbox"/> 北杜市商工会会員 <input type="checkbox"/> 非会員		
7	店舗名(HP・パ ンフレット記載用店 舗名)	フリガナ		
8	所在地	フリガナ 〒		
9	店舗TEL		FAX	
10	店舗担当者名		業種	
○申請書の「振込口座」欄で、「単独店舗清算」を選択した事業者は、以下を記入。 (複数店舗一括清算を選択した事業者は以下の口座情報は記入不要。)				
口座名義人	フリガナ			
金融機関名※	<ul style="list-style-type: none"> <li>・山梨中央銀行</li> <li>・甲府信用金庫</li> <li>・山梨県民信用組合</li> </ul>	支店名		
預金の種類	普通預金 ・ 当座預金	口座番号		





## 北杜市「心がつながる応援券」商品券換金依頼書

北杜市商工会・北杜市 様 店舗・事業所名

代表者名

ご担当者（持参者）

印

電話番号：

下記の内容で換金を申し込みます。

商品券枚数			
A券1,000円	B券1,000円	C券1,000円	合計1,000円
枚	枚	枚	枚
A券500円			合計500円
枚			枚

換金依頼額
円

確認印	
枚数	金額

## 「心がつながる応援券」受領書

店舗・事業所名

商品券枚数			
A券1,000円	B券1,000円	C券1,000円	合計1,000円
枚	枚	枚	枚
A券500円			合計500円
枚			枚

換金依頼額
円

商工会・北杜市

受領印

上記のとおり受領しました。

つきましては、依頼書に基づき、指定の口座へ振り込みます

## ※換金方法

換金受付（毎月指定された振込日、日程表をご確認ください）に使用済み商品券と、この用紙を商工会本所又は北杜市各総合支所地域市民課窓口に持参してください。

※利用が集中した場合は、精算が1サイクル遅れることがございます。あらかじめご了承ください。  
※換金請求期間は、令和3年2月10日（水）までとします。この期間を過ぎてからの受付には一切応じられません